

空家を活用した

子育て世代転入・定住促進補助金



最大

200

万円

空家の購入費を補助



市内の空家を購入して転居する子育て世代を対象に、空家の購入費用の一部を補助する制度です。

※申請期間は目安です。事前にご相談ください。

申請期間

交付申請期限

11月末日

実績報告書提出期限

1月末日

請求書提出期限

3月上旬

申請条件

裏面参照。
制度の詳細や、申請に必要な書類は、下記HPからご確認ください。

【補助額】

いずれか小さい方の額

①基礎額100万円+下記加算額

ア 3年以上空家の購入 +30万円

イ 扶養する子供の数が2人以上 +40万円

ウ 市外からの転入 +30万円

②補助対象経費合計の1/2

【補助対象経費】

空家及び当該空家の敷地となる土地の購入に係る経費
(消費税(地方消費税を含む)固定資産税及び都市計画税清算金、
売買契約に関する費用、登記に要する費用及び仲介手数料を除く)



横浜市役所 建築局住宅政策課

045-671-4121 kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp

申請できる人

すべてに該当する方

空家を購入し転居する子育て世代※1の構成員のうち、当該空家の購入者

10年間は継続して空家（または空家を除却し建て替えた住宅※2）に居住する意思がある者

世帯の構成員が市内にすでに戸建住宅を所有していないこと 等

※1 【子育て世代の定義】（いずれかを満たすもの）

ア 申請年度の4月1日時点で18歳未満の子（出生予定の子を含む）を有する世帯

イ 申請年度の4月1日時点で夫婦（事実婚等を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯

※2 除却し建て替えた住宅への転居は、当該空家が旧耐震基準の場合に限る

対象空家

全てに該当する建築物

横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む）

申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていないもの

申請者を含む世帯以外の居住または使用に供されたことがあること

購入前の所有者が申請者の配偶者、2親等内の親族ではないこと

建築基準法に違反していないこと 等

対象となる事業の要件

新耐震基準の空家を購入する場合	空家へ居住すること
旧耐震基準の空家を購入する場合	耐震補強により耐震性を確保して居住すること
	当該空家を除却して一戸建の住宅（兼用住宅を含む）に建替えを行い居住すること